

占部建設株式会社



認定番号：19006

新規認定日：令和元年 11 月 5 日

〈達成している項目〉

28の取組項目中、**19項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向けの研修制度がある ・自己啓発の取組みの支援制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前 1 年間に於いて、上記のうち、従業員向けの研修制度の利用の実績がある
管理職へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る制度、事業等の説明会を開催している
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前 1 年間に於いて、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・職務に応じた非正規雇用労働者の賃金規程がある
働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜残業を原則禁止している
	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の多い労働者へのヒアリングを実施している
年次有給休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇取得日数の少ない労働者へのヒアリングを実施している
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・会議時間の見直し

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
介護と仕事の両立の支援	・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・キャリアアップに資する研修等の人材育成制度がある
積極的な中途採用	・申請日前1年間に、新たに正規雇用労働者（45歳以上の者）を雇い入れた
高齢者の活躍の推進	・65歳までの定年の引き上げ ・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・結婚した後の旧姓使用を認める制度がある

〈ひとことコメント〉

弊社は創業60年、法人設立43周年を迎えます。企業として成長できたのもお客様、関係各位の皆様はもちろんのこと社員の頑張りがあったの事であると実感しております。近年は世界環境が日本経済に大きく影響を及ぼし、また少子高齢化に伴い労働者不足といった大きな問題が生じております。時代の変化に敏感に反応し社員一同お客様の要望にお応えできるような高品質の商品を提供できるよう真摯に取り組み努力していきたいと思っております。そのためには社員の方々が気持ちよく働ける環境をいかにつくっていくかが非常に大切なことと考えております。社員が幸せまたひとりひとりが向上心を持って働ける会社を目指していきたいと思っております。



▲ 工事部メンバー